

令和8年9月定例会 提出議案（概要）

議案第107号

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

議案第120号

町の区域の変更について

総 務 市 民 局

議案第107号

「北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について」

1 議案提出理由

認可地縁団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定められており、これを受けて本市では、北九州市認可地縁団体印鑑条例（平成7年北九州市条例第5号）を定めている。

このたび、認可地縁団体の認可等に係る告示事項の見直し等が行われたため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）が公布された。

については、改正に伴う条項ずれについて、規定の整備を行うもの。

2 改正内容

代理人による申請を認める根拠として引用している地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の条項「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

3 施行期日（関係法令など）

公布の日

議案第120号

「町の区域の変更について」

1 議案提出理由

戸畑区における開発行為に伴い、町の区域を変更するもの。

2 改正内容

次の区域を戸畑区牧山五丁目に編入する。

区	町	地番
戸畑区	牧山海岸	1の1から1の3まで及び2の1から2の6まで

3 関係法令

地方自治法第260条第1項

【地方自治法（抜粋）】

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

